

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集 R7-1	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 新見市長 石 田 實			(所在地) 岡山県新見市新見 310-3		
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称) [REDACTED]			(住所又は所在地) [REDACTED]		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 h a	現況樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権の 存続期間(終 期) (B)	経営管理権に 基づいて行わ れる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による利益 から伐採等に要する経 費を控除してもなお利 益がある場合において 甲に支払うべき金銭額 (D)の算定方法	乙が甲に D を支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
1	新見市 神郷釜村	3023	135	～ 17	山林	9.52 (7.65)	ヒノキ (スギ, ヒノキ)	54	公告の日	公告の日か ら起算して 10 年を経 過する日	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	対象地番 の一部に ついて経 営管理権 を設定す る。
2			135	～ 18			他広 (スギ)	54						
3			135	ト 3			他広 (スギ)	61						
4			135	ト 4			他広 (スギ)	72						
5			135	ト 5			スギ (ヒノキ)	76						
6			135	ト 6			スギ	64						
7			135	ト 7			スギ	63						
8			135	ト 8			他広 (スギ, 他広)	67						
9			135	ト 9			他広 (スギ, ヒノキ, 他広)	66						
10			135	ト 10			ヒノキ (スギ, 他広)	63						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭額 (D)の算定方法	乙が甲に D を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 h a	現況樹種	現況林齢						
11	新見市 神郷釜村	3023	135	ト 11	山林	9.52 (7.65)	ヒノキ (スギ [*])	67	公告の日	公告の日から起算して10年を経過する日	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	対象地番の一部について経営管理権を設定する。
12			135	ト 12A			スギ [*]	55						
13			135	ト 12B			スギ [*]	80						
14			135	ト 12-1			他広 (スギ [*])	55						
15			135	ト 15			他広 (スギ [*])	76						
16	同上	3024	135	ト 11	山林	0.11	ヒノキ (スギ [*])	67	同上	同上	別紙 1 参照	別紙 2 参照	別紙 3 参照	

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売利益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対すると同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する管理責任のみを負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画に定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災害等により災害が発生し（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林の立入り及び施設の利用等

- ① 乙は(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
- ② 乙は(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林において販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙は、(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した費用等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)

- ① 気象災害等により当該森林において災害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
- ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは乙がこれを行うものとする。
- ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲が当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)

- ① 気象災害等により当該森林において被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
- ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合は、甲が当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことができない事由によって甲に不利益が生じたときには、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部について、この経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者が当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

② 経営管理実施権配分計画が定められた場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。

③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払いを受けるときには、当該支払いを受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払いを受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

番号	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	番地	林班	小班	
1	新見市 神郷釜村	3023	135	～ 17	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>○ 経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>○ 乙は、存続期間中に間伐（収入間伐）を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2			135	～ 18	
3			135	ト 3	
4			135	ト 4	
5			135	ト 5	
6			135	ト 6	
7			135	ト 7	
8			135	ト 8	
9			135	ト 9	
10			135	ト 10	
11			135	ト 11	
12			135	ト 12A	
13			135	ト 12B	
14			135	ト 12-1	
15			135	ト 15	
16	同上	3024	135	ト 11	

別添2 木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法

番号	対象森林				木材の販売による利益から伐採等に要する経費を控除してもなお利益がある場合において甲に支払うべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	番地	林班	小班	
1	新見市 神郷釜村	3023	135	～ 17	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>○ 経営管理実施権の設定は行わない。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐（収入間伐）の結果生じた木材の販売による収益は、甲へ還元しない。</p> <p>（2. 留意事項）</p> <p>○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>
2			135	～ 18	
3			135	ト 3	
4			135	ト 4	
5			135	ト 5	
6			135	ト 6	
7			135	ト 7	
8			135	ト 8	
9			135	ト 9	
10			135	ト 10	
11			135	ト 11	
12			135	ト 12A	
13			135	ト 12B	
14			135	ト 12-1	
15			135	ト 15	
16	同上	3024	135	ト 11	

別添3 甲がDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

〈時期〉

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

〈相手方及び方法〉

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

- 経営管理実施権の設定は行わない。

位置図

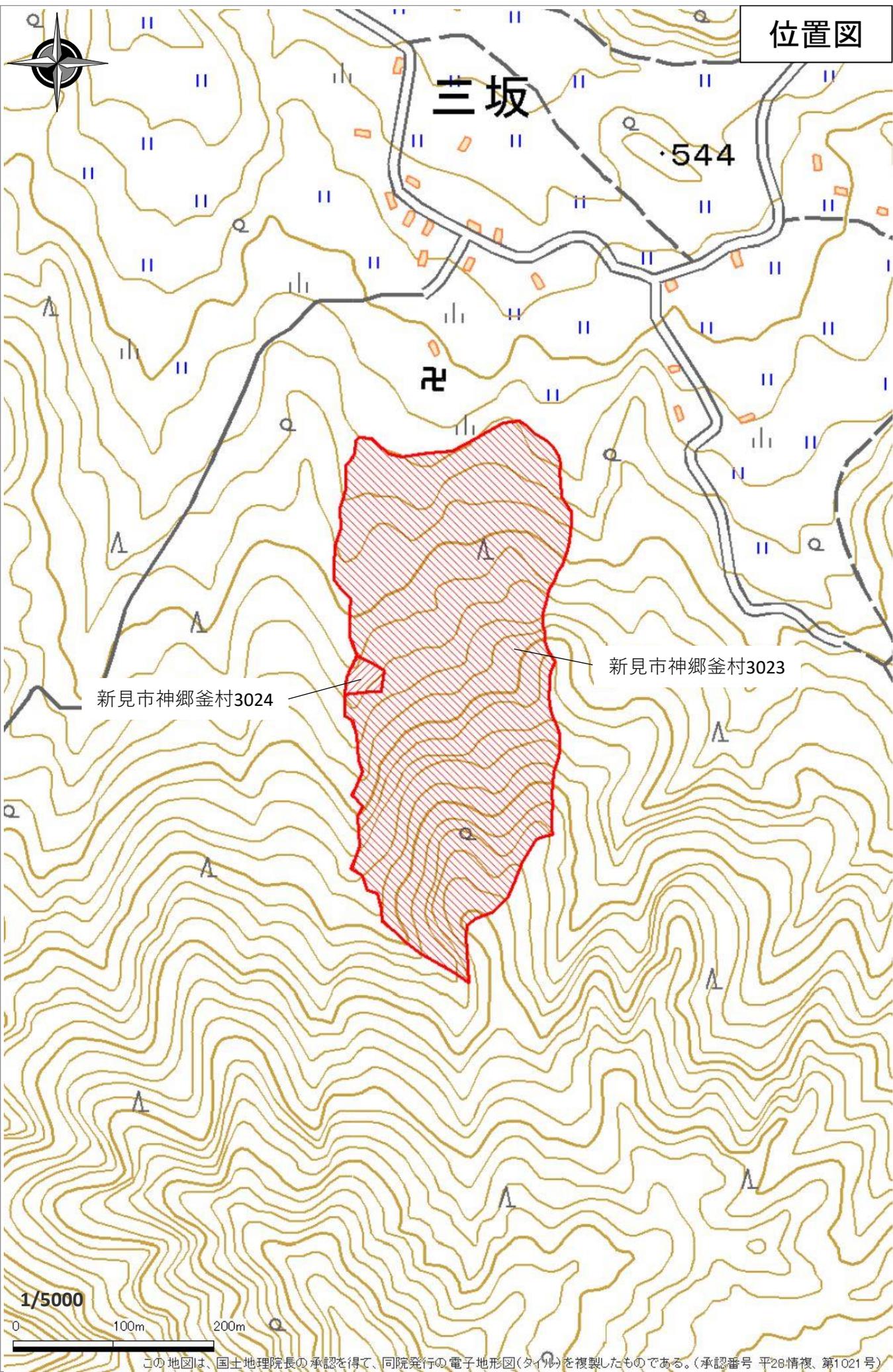


新見市神郷釜村3023,3024

1/25000

0 500m 1000m

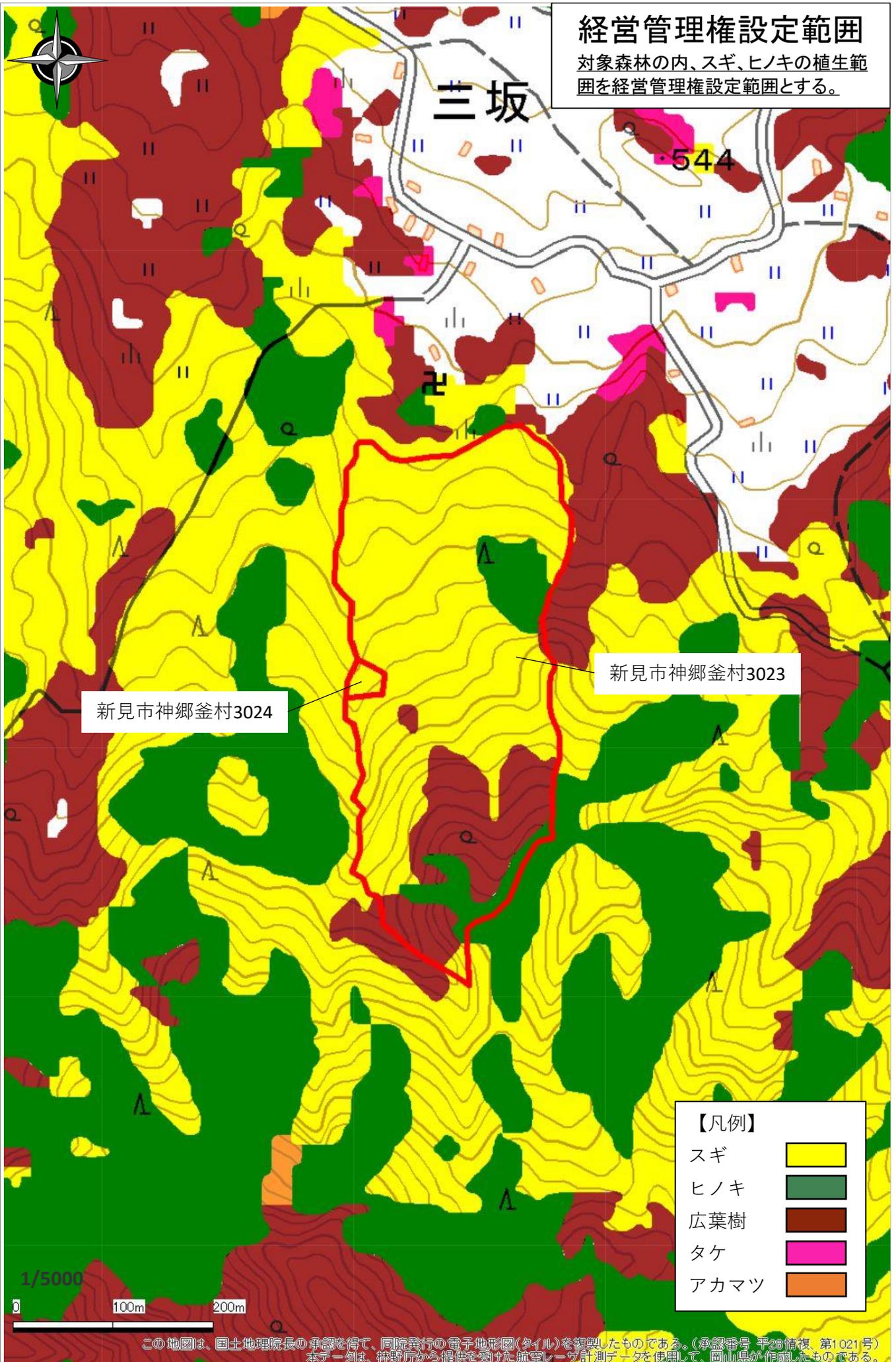
位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平28情複、第1021号)

経営管理権設定範囲

対象森林の内、スギ、ヒノキの植生範囲を経営管理権設定範囲とする。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平28情保 第1021号)
本データは、林野庁から提供を受けた航空レーザ計測データを使用して、岡山県が作成したものである。